



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
3月25日
号外(3)
木曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 監査委員公告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る公表公告..... 1

監査委員公告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、知事から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和3年3月25日

滋賀県監査委員	有	村	國	俊
〃	奥			博
〃	村	尾	慎	哉
〃	藤	本	武	司

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

- 1 監査対象 情報システムに関する財務事務の執行について
- 2 監査実施期間 令和元年7月18日から令和2年3月4日まで
- 3 監査結果報告年月日 令和2年3月19日
- 4 監査の結果(令和2年3月19日滋賀県監査委員公告「包括外部監査の結果に関する報告の公表公告」の別冊「令和元年度滋賀県包括外部監査報告書(以下「報告書」という。)」第3章各節の監査結果総論および監査結果各論に指摘として記載しているものの抜粋。以下同じ。)および講じた措置の内容

(1) 中長期目線での意識改革[既存の業務・制度の見直し](情報政策課)(報告書48頁)

ア 監査の結果

情報システムの全体最適化のためには、「既存の業務・制度を前提に情報システムを調達する」のではなく、「目的を達成するために、既存の業務・制度の見直しも含めて最適な情報システムを調達する」へと考え方を変革することが必要である。例えば、システム企画・計画に当たっては、システム化の対象となる業務・制度の見直し、BPRに取り組むこととされているため、引き続きその周知・徹底を図ることが必要である。

イ 講じた措置の内容

業務・制度の見直しを含めた最適な情報システムの調達について、令和2年7月に策定した「令和3年度情報システム構築方針」において注意喚起するとともに、予算要求段階における情報システム計画審査およびシステム調達時の指導・助言を通じて、庁内各所属に対し取組の徹底を図っている。

(2) 中長期目線での意識改革[戦略的なICT人材の育成](情報政策課)(報告書48頁)

ア 監査の結果

情報システムの全体最適化を継続して実施するためには、県全体としての戦略的なICT人材の育成が必要である。例えば、情報政策課に情報システムに関する知見を有する人材を追加投入するだけでなく、業務所管課の業務を熟知した人材と情報政策課人材を定期的に人材交流させることにより、情報システムに詳しい業務所管課人材および業務に詳しい情報政策課人材を増やし、滋賀県職員全体のICTリテラシー向上へとつなげることを検討する必要がある。

イ 講じた措置の内容

業務効率化を推進するために導入したツール・システムについて、その全庁的な利活用を促進するための講

座を計4回開催した。今後も継続して各種ICTの利活用を促進するための講座を開催していく。また、開催した講座の内容は可能な限り動画形式で保存し、職員がいつでも自主学習できるようにコンテンツ化して提供するとともに、その活用を促すことにより、ICTリテラシーを組織的に向上させていく。

(3) リスクベースでの情報セキュリティ対策の実施(情報政策課)(報告書49頁)

ア 監査の結果

情報セキュリティ対策として、全職員が利用するファイルサーバの整備や、システムのバックアップデータの外部保管等が行われている。しかし、システムやデータの情報セキュリティリスクとの関連付けが十分に行われておらず、リスクが十分に低減されていない可能性がある。そのため、まずは滋賀県庁が保持するシステムおよびデータの情報セキュリティリスクを評価した上で、当該評価結果に基づき、情報セキュリティ対策を実行することが必要である。

イ 講じた措置の内容

県が保有するシステムおよびデータについて、情報セキュリティのリスクアセスメント(各システム等に対するリスクの識別と分析、特定されたリスクの発生頻度や影響度の評価)を令和3年度を目途に情報政策課が実施することとし、令和2年度より実施方法を検討していく。

リスクアセスメントの実施後は、各システム担当課において想定されるリスクへの対応方針を決定し、現状のセキュリティ対策の点検および見直しと、必要な対策を実施する予定である。

(4) 情報システムサーバ統合基盤の利活用の推進等について[取組の方針・ルールが明確になっていない](情報政策課)(報告書53頁)

ア 監査の結果

サーバー統合基盤の利活用について、取組の方針や、移行における判断基準など、明文化したルールを策定する必要がある。また、情報システムをサーバ統合基盤へ移行する際の優先順位も明確にする必要がある。サーバ統合基盤の利活用について、取組の方針や、移行における判断基準など、明文化したルールを策定する必要がある。また、情報システムをサーバ統合基盤へ移行する際の優先順位も明確にする必要がある。

イ 講じた措置の内容

サーバ統合基盤導入時に①県がサーバを保有・管理している、②独自サーバ整備コストよりも統合基盤利用コストのほうが安価、③定期点検等の計画停止に対応できるといった利用の条件を定め、利用希望があったシステム等の移行の可否を判断してきた。

現在は、統合基盤のリソースの空き状況から新たなシステムの移行は予定していないが、今後、利用中のシステムが更新される際の利用継続の可否等を適切に決定できるよう、上記の利用方針を再度周知徹底する。

(5) ファイルサーバの運用の推進等について[各所属の保有するデータの重要度に応じた共有フォルダ利用のルールが策定されていない](情報政策課)(報告書56頁)

ア 監査の結果

例えば県民の個人情報や秘密情報等は情報セキュリティ面から共通事務端末には保存せず、共有フォルダに保存することを義務付ける必要がある。

イ 講じた措置の内容

県民の個人情報や秘密情報等の保護データ等は共通事務端末に保存しないように共通事務端末運用管理要領を改正し、令和2年2月17日から施行した。

また、年に1度実施しているデータ整理チェックシートについて、共通事務端末に保存されている保護データ等はファイルサーバへ移動するように様式を改正した。

(6) ファイルサーバの運用の推進等について[共通事務端末に保管されたデータの管理が十分には行われていない](情報政策課)(報告書56頁)

ア 監査の結果

数百GBの業務データを共通事務端末に保存しているユーザもいるが、データのバックアップは利用者本人の意向に委ねられており、かつ、共通事務端末の記憶装置は暗号化されていない。そのため、共通事務端末の庁外への持出は原則禁止され、持出時には上司の承認が必要であるものの、持出中に共通事務端末の紛失・盗難が発生すると、どのようなデータを消失したかは不明であり、かつ暗号化されていないことから情報が漏洩

する可能性もある。そのようなリスクを踏まえて、共通事務端末の暗号化や、共有フォルダ容量の増量等の対応策を検討し、実施していく必要がある。

イ 講じた措置の内容

共通事務端末にログオンするためには、ユーザ名、パスワードが必要であり、万が一、端末の紛失・盗難が発生した場合でも、端末内に保存されたデータは見られないようになっている。

ただし、端末の内蔵ディスクを取り出せば、データが見られるようになることから、在宅勤務等で外部に持ち出す可能性のある端末については、内蔵ディスクの暗号化設定を行うように通知を行った。(1月21日現在の内蔵ディスクの暗号化設定割合約35%)

共通事務端末の紛失・盗難が発生した場合、どのようなデータを消失したか判明できるように、共通事務端末に保存されているデータをバックアップするツールを調達し、現在、運用について検証している。

共有フォルダ容量の増量等については、各所属が依頼することで可能なことから、当該内容を通知した。

(7) 情報システムのリスク評価の実施等について [全庁横断的な情報システムのリスク評価が実施されていない] (情報政策課) (報告書59頁)

ア 監査の結果

滋賀県庁が管理・運用を行っている情報システムについて、全庁横断的な情報セキュリティのリスク評価が行われていない。リスク評価を実施しなければ、守るべき重要情報や、検討すべきリスクを網羅的に評価できず、優先的に対策を実施すべきシステムが特定できない。全庁横断的に適切なリスク評価を実施する必要がある。

イ 講じた措置の内容

県が保有するシステムについて、情報セキュリティのリスクアセスメント(各システムに対するリスクの識別と分析、特定されたリスクの発生頻度や影響度の評価)を、令和3年度を目途に情報政策課が実施することとし、令和2年度よりリスクアセスメントの方針・ルール作成に向けて検討していく。

リスクアセスメントの実施後は、各システム担当課において想定されるリスクへの対応方針を決定し、現状のセキュリティ対策の点検および見直しと、必要な対策が実施されるよう取組を推進する。

(8) 情報システムのリスク評価の実施等について [情報セキュリティのリスク評価に応じた対応策が実施されていない] (情報政策課) (報告書59頁)

ア 監査の結果

リスク評価を行った上で、許容水準を超えるリスクに対しては、セキュリティ対策を実施する必要がある。許容水準を超えるリスクの内、高リスク領域には、強力な管理策の施行およびリソースの優先的な投入を行う必要がある。また、許容水準を超えるリスクの内、低リスク領域には、一定程度のリスク低減策を講じ、効率的なリソース配分を実施する必要がある。なお、現状の対策状況でリスクが許容水準を下回っている場合は、必ずしも追加的な対策は必要でない。

また、一度評価したリスクおよびその対応策も、時間の経過と共に陳腐化するため、適切なタイミングで見直しを行う必要がある。

イ 講じた措置の内容

リスクアセスメントの実施後は、リスクアセスメントの方針・ルールに沿った対応方針により、各所属において、現状の情報システムとデータに対するセキュリティ対策の点検および見直しと、必要な対策が実施されるよう取組を推進する。

また、リスクアセスメントの方針・ルールに基づき実施するセキュリティ対策については、最新の事例や知見を踏まえて定期的に見直しを行う。

(9) 調達事務一元化の適切性 [中長期計画が策定されていない] (情報政策課) (報告書61頁)

ア 監査の結果

調達事務一元化の取組について、中長期計画書が作成されていない。複数年計画の計画書を作成し、今後の取組範囲やスケジュールを決定することが必要である。

イ 講じた措置の内容

システム調達事務一元化の取組は、システムの新規開発、再構築等の調達(外部発注)について、システム所管部署の事務負担を軽減するとともに、システム調達のための適切な仕様書づくり等を通じた、適正で競争

性の高い調達の実現によるコスト抑制の達成を目的としている。

滋賀県行政経営方針2019実施計画の中で、新規、再構築が予定されるシステムの事務を移管・一元化する方針ならびに対象とする部局を順次拡大していくこととしているが、具体的な計画は、情報技術の進展や各システムの運用状況・所管部署の体制等を踏まえる必要があることから、毎年度、各部局から提出されるシステム企画書・システム計画書を元に、一元化の効果が発揮されるシステム調達を選定し、取り組んでいる。

- (10) 調達事務一元化の適切性 [業務部門と情報政策部門間の役割分担が徹底されていない] (情報政策課) (報告書61頁)

ア 監査の結果

業務所管課と情報政策課で明確な職務分掌を定義しているものの、各業務所管課における理解度に差がある。例えば業務所管課が主体的に取り組み、情報政策課が支援することが事前に取り決められている業務にもかかわらず、情報政策課に業務を全面的に依頼する部局もある。各部局においては本取組の目的および詳細が十分理解され、適切な運用が図れるよう、取組の周知徹底を行う必要がある。

イ 講じた措置の内容

調達事務一元化による業務の着手に当たっては、事前に業務所管課と情報政策課で各々の担当業務を確認・了解する打合せを実施し、調達事務一元化の目的や効果と、これを実現するための両者の役割分担について再確認を行うことで、望ましい役割分担による適切な事務執行の徹底を図っている。

- (11) 調達事務一元化の適切性 [中長期的なICT人材の増員と育成] (情報政策課) (報告書61頁)

ア 監査の結果

情報政策課要員は、従来の業務に加えて本取組に要する業務を実施することとなる。今後の範囲拡大に鑑み計画的な人的資源の投入・育成計画の検討が必要である。

イ 講じた措置の内容

滋賀県行政経営方針2019実施計画の中で、新規、再構築が予定されるシステムの事務を移管・一元化する方針ならびに対象とする部局を順次拡大していくこととしているが、具体的な計画は、情報技術の進展や各システムの運用状況・所管部署の体制等を踏まえる必要があることから、毎年度、各部局から提出されるシステム企画書・システム計画書を元に、一元化の効果が発揮されるシステム調達を選定し、取り組んでいる。

このため、各年度において、その実施に必要な情報政策課の要員体制の見積を行い、必要となる人員の確保に努めていく。

- (12) 情報システム調達における費用対効果の検証 [システム稼働後の検証の実効性に疑念がある] (情報政策課) (報告書62頁)

ア 監査の結果

予測した費用対効果がシステム稼働後に実現できているか否かを検証する仕組みはあるものの、システム運用状況を調査する「情報システム状況調査票」を確認すると、実績値が適切ではないと思われるものがあり、運用状況の調査が適切に行われていないとの疑念が生じる。システム稼働後の検証について、その実効性を改めて確認する必要がある。

イ 講じた措置の内容

システム所管課に対して、「情報システム開発・運用状況調査」の各項目に対する適切な回答を求めるとともに、回答内容の確認や不適当な回答の見直しを求めることにより、システム稼働後の適切な検証を行うために必要な情報の把握に努めている。

- (13) 情報システム調達における費用対効果に関する検証 [出口戦略(稼働後検証の結果を受けた対応)が明確になっていない] (情報政策課) (報告書62頁)

ア 監査の結果

システム稼働後の検証を行った結果、期待していた効果が得られていない、または費用が見積以上に発生している場合には、まずは期待した効果の獲得や、費用の削減等の改善を行うよう、情報政策課が業務所管課に対し、情報処理規程に基づいて指導・助言を行っている。しかし、当該改善に係る業務所管課の責務はルールとして明文化されていないため、当該ルールについて明文化する必要がある。

ただし、当該改善の実施が困難である場合や、改善効果が見込まれない場合等においては、当該システムの

利用を停止することで、今後要する費用を他のシステム調達に振り分けることが可能となる。これらの意思決定を行うためには、「システム企画書」および「システム計画書」において、どのような状況になればシステムの利用を停止するかを明確にさせるようにしておく必要がある。

イ 講じた措置の内容

システム所管課は、システム計画の策定の段階で想定する効果や目標が達成できないときや、見積以上の費用が発生しているときに、その改善に向けたシステムの効率性、信頼性、安全性等の確保・向上を図るための取組を最高情報責任者(情報政策課)から求められた場合は、これに応じる責務があることを滋賀県情報処理規程(平成20年滋賀県訓令第2号、滋賀県企業庁訓令第1号、滋賀県病院事業庁訓令第1号、滋賀県議会訓令第1号、滋賀県教育委員会教育長訓令第5号、滋賀県人事委員会訓令第1号、滋賀県監査委員訓令第1号、滋賀県労働委員会訓令第1号、滋賀県収用委員会訓令第1号)等において明確化することを検討している。

また、情報政策課は、システム計画の策定段階で設定された効果や目標の達成について疑義がある場合には、システム所管課に対して、計画実施によりこれらの効果等が達成できない場合の、システムの見直しや停止・廃止に対する方針についても検討し、計画に盛り込むよう求める予定である。

(14) ICT推進戦略実施計画の対象事業における数値目標の設定について(情報政策課)(報告書91頁)

ア 監査の結果

平成30年度の実施計画では60事業が対象事業として選定されているが、そのうち13事業はそもそも目標値が未設定となっていた(「自動運転技術の広報・啓発」、「森林現況把握システム」など)。また、数値目標として何らかの指標が設定されているものであっても、施策を実施する上での成果を示す指標としては適切とは言えないものもあった(「総合事務支援システムの更新・改修」、「地域産業活性化・地方創生に向けた高度ICT人材育成」など)。

県の施策として実施計画を策定する以上、その成果を検証することが可能となる適切な目標指標を設定する必要がある。

イ 講じた措置の内容

令和3年度以降の実施計画の策定に当たり、対象事業には成果検証のための適切な目標指標が設定されるよう、情報政策課において令和2年度実施計画の対象事業の目的や内容を確認し、実施計画ではどのような指標で成果を検証すべきかを検討している。

そのうえで、検討結果に基づく適切な目標の設定、進捗管理が各部局において行われるよう、各部局次長等で構成する「滋賀県デジタル社会推進本部」等を通じて、周知・徹底を図っていく予定である。

(15) ICT推進戦略実施計画に関するPDCAの運用について(情報政策課)(報告書91頁)

ア 監査の結果

ICT推進戦略実施計画に基づく県の具体的な取組・目標については、「滋賀県情報化推進庁内連絡会議」において、進捗管理・横展開をしていくとされている。

平成30年度の実施計画の中には、状況の変化により事業休止や実績が大幅に減額となった事業があった(「バス運行表示機能整備事業」、「遠隔病理診断事業」など)が、当該会議の結果概要を確認しても、平成30年度の実施計画に係る評価について議論した内容は確認できず、その評価結果を受けて、翌年度以降の実施計画にどのようにその結果が活かされたのかが不明であった。

県の施策として着実に実施していくこととしている以上、PDCAを効果的に回す仕組みを構築し、実効性ある運用を行う必要がある。

イ 講じた措置の内容

民間企業、大学等の有識者で構成する「滋賀県ICT推進懇話会」および「滋賀県情報化推進庁内連絡会議」が連携した実施計画のPDCAの仕組みを整備し、以下のとおり、令和2年度から運用を始めている。

- 令和2年5月に実施した、各部局に対する実施計画の取組結果の調査において、計画通りに実施・進捗しなかった事業については、その理由や対処方針等についても確認のうえ、情報政策課において実施計画全体の総括を行った。
- 令和2年9月に開催した懇話会で上記総括を報告のうえ、各委員から意見や県事業の参考となる情報・提案等を聴取した。
- 総括および懇話会の意見等は、新たな事業の検討に向けた参考や実施計画策定に当たっての留意事項として、令和2年10月に開催した庁内連絡会議で共有し、次年度以降の計画策定に活かしていくこととした。

- (16) 自動運転技術の広報・啓発〔施策を実施する上での成果を示す適切な目標指標の設定〕(交通戦略課)(報告書95頁)

ア 監査の結果

自動運転への理解、必要性の認識など社会受容性の向上等を目的として自動運転の実証実験やセミナーやフォーラムの開催を実施している。

自動運転の実証実験に関しては各種メディアに取り上げられるなどの一定の成果をあげていると考えられる。

しかし、セミナーやフォーラム等を開催する場合は、実証実験前後での社会受容性の変化など、施策を実施・検証する上での適切な目標を設定する必要がある。

イ 講じた措置の内容

当セミナーについては、市町職員および交通事業者を対象に、自動運転技術の動向や最新の取組状況等について紹介をする目的で開催したものであり、その目的は達成されたものと考えている。

今後、セミナーやフォーラムを開催する場合は、目的や趣旨を踏まえ、目標設定の検討を行う予定である。

- (17) バス運行表示機能整備事業〔事業の策定における実施可能性や実施方法の十分な検討〕(交通戦略課)(報告書96頁)

ア 監査の結果

バス利用者の利用を促進するため、主要なバス拠点における案内表示機器の整備を実施することを計画していたが、設置位置、表示内容、整備費用や維持管理費用の負担等について関係機関との折り合いがつかなかったため、平成30年度の実施は見送りとしている。議論の中では、バス拠点における案内表示機器を設置するよりも優先的にオープンデータでの検索を可能にするシステム構築を実施すべきとなり、これを次年度の計画としている。

事前に上記のような協議が十分にできていれば当初の計画を見送るようなことにはならなかったと考えられるため、事業の策定には慎重な検討が必要である。

イ 講じた措置の内容

当該事業の計画策定に当たっては、市および交通事業者と設置場所や提供する情報の内容、事業費等について必要な調整を行い、合意を得られていたものの、事業に着手する段階で将来の維持管理費用の負担等について折り合いがつかず、やむを得ず見送ることとしたものである。

今後、事業の計画策定に当たっては、より一層慎重に関係市町・事業者との協議・検討を行うこととしている。

- (18) サテライトオフィス等の拡充、労働時間の適正な把握のための取組〔施策を実施する上での成果を示す適切な目標指標の設定・年度ごとの指標の設定〕(人事課)(報告書100頁)

ア 監査の結果

施策として実施する以上、適切な目標指標を設定する必要がある、当該目標指標は単年度ごとのものである必要がある。

本事業は、多様な働き方が必要な職員が使う制度に関するものであり、数値目標があると義務感が出てしまい、制度の趣旨に馴染まないことから、ICT推進戦略実施計画では目標指標を設定していない。たしかに、利用実績に関する目標が設定されていると、その懸念が生じる可能性はあるが、環境を整備するという点では、目標を設定することは可能である。なお、在宅勤務およびサテライトオフィスの利用状況については、滋賀県行政経営方針2019実施計画において、単年度ごとの目標の記載はないものの、令和4年度までに実施者数を300人とする目標が設定されている。

施策として実施する以上、適切な目標指標を設定する必要がある、当該目標指標は単年度ごとのものである必要がある。

イ 講じた措置の内容

在宅勤務およびサテライトオフィスの実施者数の目標については、令和4年度(2022年度)までに、滋賀県の職員数の概ね10%を目指すこととして、滋賀県行政経営方針2019実施計画において実施者数を300人とする目標を設定している。

令和2年度の目標設定については、令和2年度滋賀県ICT推進戦略実施計画において、実施者数150名とし

たところであり、令和3年度以降についても、同計画において改めて目標設定を行う予定。

(19) 森林現況把握システムの導入〔施策を実施する上で、成果を示す適切な目標を設定〕(森林政策課)(報告書101頁)

ア 監査の結果

施策を実施する上で、成果を示す適切な目標を設定する必要がある。

本事業ではドローンを使用することにより、業務量の削減を図ることを目的としているが、ICT推進戦略の実施計画上の正式な目標は設定しておらず、目標達成の状況が不明確となっている。なお、森林政策課の内部では次の目標が設定されている。

(数値目標)

災害調査および水源保全のための調査での各事務所で時間削減 平均270時間×5事務所=1,350時間
また、これに対する各事務所の実際の削減効果は以下のとおりである。

(削減効果)

西部・南部森林整備事務所高島支所 約200時間 甲賀森林整備事務所 約40時間

湖北森林整備事務所 約40時間 西部・南部森林整備事務所 約10時間 中部森林整備事務所 約10時間

各事務所で削減効果の差は災害の有無にも左右されるが、ドローンの使用による業務削減効果は災害調査以外の業務にも役立てることが見込まれるため、ドローンの使用実績を調査し、適切な目標指標を設定した上で、利用研修や活用事例紹介などによってその使用を促すべきである。

また当該活動のようにドローンの使用により、業務が効果的・効率的になる可能性があるものに関しては、全庁的にその使用を推進することにより、各課での業務遂行目的、経費削減目的に資することが望まれる。

イ 講じた措置の内容

施策の成果を示す上での目標設定として、通常使用(災害調査を除く)で令和5年度に年間50時間とした。(現在利用時間である約16時間の3倍の目標値)

(20) 滋賀県公式ホームページの更新〔事前の準備・進行管理の適切な執行〕(広報課)(報告書111頁)

ア 監査の結果

全庁的な作業を要する大規模リニューアルの場合には、事前準備を十分に行った上で、専門性をもって進行管理を適切に行い、目的とする更新の完了を確認する必要がある。

ホームページの大規模リニューアルで、庁内各課での所管ページのリンクや掲載フレームの確認、各課ページの作成といった全庁的な作業を要する場合には、事前の十分な準備が必要であることや、関係者への周知も必要なことは明らかではあるが、本件においては必要な対応が取られていなかった。

今後の業務に、本件の反省を十分に活かす必要がある。

イ 講じた措置の内容

令和2年度から、ホームページに関する事務のうち運用・保守事務の一部を情報政策課が分掌し、設計・調達事務の一部を情報政策課ICT企画室が分掌することとして、専門性をもった進行管理を行っている。

(21) システム計画書の数値目標の設定について(情報政策課)(報告書124頁)

ア 監査の結果

システム計画書には「目標評価(改善の内容)」として、金額効果(経済性)、時間効果(効率性)、定性的効果(創出・向上・改善)を記載する欄が設けられている。これについて確認したところ、そもそも効果の記載がないものや、効果の記載があってもその算出根拠に合理性が乏しく、目標としては不適切と言えるものがあつた(「滋賀県電子入札システム」など)。

これらの項目は、情報システムの必要性(「効果が明確であること」)を審査するに当たって必要な情報であり、記載が十分でない場合には審査における判断に影響する可能性も考えられる。

システム計画書の提出が要請されている趣旨を改めて庁内全体に周知し、システム計画書を作成する関係所属に、計画する効果について目標たり得る数値を記載するよう求める必要がある。

イ 講じた措置の内容

システム計画の立案に当たっては実施効果を適切に評価するための目標設定がされるよう、システム計画策定の全庁通知や説明会などを通じて、計画策定における効果目標設定の重要性について周知の徹底をさらに図っている。

また、システム所管課の計画策定に対する助言や、提出された計画の事前審査などにおいて、計画の効果を適切に評価するための目標が設定されるよう指導している。

(22) 目標数値に対する実績値の把握・検証について〔システム稼働後の検証の実効性に疑念がある〕(情報政策課)(報告書124頁)

ア 監査の結果

システム計画書において記載された目標数値に対して、実際にシステムを構築した後にそれらの実績値を確認したところ、未達であるものや、そもそも実績値を把握していないものがあった。

イ 講じた措置の内容

システム所管課に対して、「情報システム開発・運用状況調査」の各項目に対する適切な回答を求めるとともに、回答内容の確認や不適当な回答の見直しを求めることにより、システム稼働後の適切な検証を行うために必要な情報の把握に努め、検証の実効性の確保を図っている。

(23) 目標数値に対する実績値の把握・検証について〔出口戦略(稼働後検証の結果を受けた対応)が明確になっていない〕(情報政策課)(報告書125頁)

ア 監査の結果

システム稼働後の検証を行った結果、期待していた効果が得られていない、または費用が見積り以上に発生している場合には、まずは期待した効果の獲得や、費用の削減等の改善を行うよう、情報政策課が業務所管課に対し、情報処理規程に基づいて指導・助言を行っている。しかし、当該改善に係る業務所管課の責務はルールとして明文化されていないため、当該ルールについて明文化する必要がある。

ただし、当該改善の実施が困難である場合や、改善効果が見込まれない場合等においては、当該システムの利用を停止することで、今後要する費用を他のシステム調達に振り分けることが可能となる。これらの意思決定を行うためには、「システム企画書」および「システム計画書」において、どのような状況になればシステムの利用を停止するかを明確にさせるようにしておく必要がある。

イ 講じた措置の内容

システム所管課は、システム計画の策定の段階で想定した効果や目標が達成できないときや、見積り以上の費用が発生しているときに、その改善に向けたシステムの効率性、信頼性、安全性等の確保・向上を図るための取組を最高情報責任者(情報政策課)から求められた場合は、これに応じる責務があることを「滋賀県情報処理規程」等において明確化することを検討している。

また、情報政策課は、システム計画の策定段階で設定された効果や目標の達成について疑義がある場合には、システム所管課に対して、計画実施によりこれらの効果等が達成できない場合の、システムの見直しや停止・廃止に対する方針についても検討し、計画に盛り込むよう求める予定である。

(24) 情報システム計画審査の実行性の担保について(情報政策課)(報告書125頁)

ア 監査の結果

情報システム計画審査に関して、前述のような課題や「WEBコンテンツマネジメントシステム」の再構築の事例があったことから、当該審査が有効に機能しているのか疑念を抱かせるような状況であったと言える。

情報システム計画審査は、最高情報責任者が付議する審査会で行われるものであり、情報システムの効率性的かつ効果的な整備と維持管理の実施を担保する仕組みであることから、これらの課題については早急に改善し、有効に機能させる必要がある。

イ 講じた措置の内容

計画の数値目標に関する課題については、システム所管課の責務の明確化の検討や計画策定時等における確認等を徹底することにより、適切な効果目標の設定やシステム稼働後の検証の確保に努めている。

また、計画審査および調達準備の段階で、実施に当たり対応・改善を要する課題が確認されたシステム計画については、情報政策課が、実施の状況を適宜チェックし、必要な指導・助言を行う仕組み(ルール、体制)を検討している。

(25) WEBコンテンツマネジメントシステム〔情報システム計画審査の結果への対応を担保する仕組みの構築〕(情報政策課)(報告書127頁)

ア 監査の結果

より実効性のある情報システム計画審査を行うためにも、その結果への対応を担保する仕組みを構築する必要がある。

本システム計画についての審査結果を確認したところ、指摘事項として「新サーバ統合基盤への移行は平成31年3月からを予定しており、HPは平成31年4月からの公開になる予定であることから、データ移行等のスケジュールに関しては注意すること」という記載があり、計画内容に不備があり実施段階までに見直し・改善の余地があるという評価となっている。

これに対し、構成やデザインに関する完了時期や職員の操作研修等のスケジュール前倒しといった一定の対応が広報課により図られたものの、第3章第2節3.(15)滋賀県公式ホームページの更新で述べているとおり、不具合等が発生した。

情報システム計画審査での評価結果に付された改善コメントについて、適切な対応が図られていることを確認し、本事業のような場合にはデータ移行容量の再確認や仕様書のより一層の具体化、さらには必要に応じて再構築スケジュールを後ろ倒しするといった、不備の改善を担保する仕組みを構築する必要がある。

イ 講じた措置の内容

調達後のシステム設計、製造、テスト、データ移行等の業務が、システム所管課および受注事業者において、当初の仕様書に基づき適切に履行されない場合には、計画段階で構想されていた効率的かつ効果的なシステムの整備と維持管理の実施が担保できないことから、調達後の設計、製造等の業務についても、情報政策課が状況を適宜チェックし、必要な指導・助言を行うことができる仕組み(ルール、体制)を検討している。

(26) 滋賀県電子入札システム〔目標値の設定における現在の状況と比較した指標の設定〕(情報政策課)(報告書128頁)

ア 監査の結果

システム計画書における目標値は、現在の状況と比較した指標を設定する必要がある。

本システム計画書の目標値には、開札時間を抑止する効果があるとの記載があった。この開札時間抑止効果について確認したところ、当該システムがない場合(手作業の場合)と比較しての開札時間抑止効果であるとのことであった。

これは、本システム計画の目標値は入力必須項目であり、情報政策課からの「現在の状況と比較した指標を設定することが不可能な場合は、当システムの構築前と比較した指標を設定すること」との指示により設定したものとのものであった。

しかしながら、システム計画書における目標値の設定に当たっては、手作業の時代と比較して設定することは適切ではなく、システム更新前の状況と比較して効果があるのかどうかを検討するなど、計画する効果について目標たり得る数値を記載する必要がある。

イ 講じた措置の内容

システム計画の立案に当たっては実施効果を適切に評価するための目標設定がされるよう、システム計画策定の全庁通知や説明会などを通じて、計画策定における効果目標設定の重要性について周知を図っている。

また、システム所管課の計画策定に対する助言や、提出された計画の事前審査などにおいて、計画の効果を適切に評価するための目標が設定されるよう指導している。

なお、当該案件のように、OSのバージョンアップ等に伴うシステム更新であり、機能の追加や改善などのシステム効果の向上を伴わない計画において、どのように目標設定をするべきかについて考え方を整理することとしている。

